

J R 東海労申第 4 号
2021年7月9日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

探知犬による警戒に関する申し入れ

7月1日に施行された国土交通省の省令「鉄道運輸規程」改訂により、鉄道会社による乗客の手荷物検査が認められたと共に、検査を拒否した旅客を車内や駅構内からの退去を求めることができるようになった。

また、東京オリンピック・パラリンピック大会期間、東海道新幹線の首都圏主要駅において探知犬による警戒を実施することが報道されている。

しかし、探知犬による警戒に関して労働組合への説明は一切ない。このことは労働組合軽視であり、到底容認することはできない。

従って、抗議すると共に下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. 「探知犬による警戒」の実施にあたり法的根拠を明らかにすること。
2. 「探知犬による警戒」の実施方法及び駅係員が行うのか明らかにすること。駅係員以外が行うのであれば、誰が行うのか明らかにすること。
3. 「東海道新幹線の首都圏主要駅」の駅名を明らかにすること。
4. 探知犬による警戒の期間を明らかにすること。
5. 手荷物検査の実施も報道されているが、その実施方法や実施形態及び誰が担うのか明らかにすること。
6. 東京オリンピック・パラリンピック大会終了後も、探知犬による警戒及び手荷物検査の実施を継続拡大するのか明らかにすること。

以 上